

柔道整復師業界の現状

昭和45年第63国会において、柔道整復師法は議員立法として成立しました。(昭和45年4月14日衆議院先議)

それ以前は、鍼灸・マッサージと一緒にした一つの法律だったからです。

この法律が出来た大きな理由は、「柔道整復業務の実態は、あんま師等の手技とは施術の方法を異にいたしておりますので、これを別個の単独法とし、柔道整復師法としようとするものであります。あわせて、業務の一そうの適正化を期するため、罰則の整備を行なうこと」といたしているのであります」と柔道整復師法が出来るときに国会の本会議において述べている通り、鍼灸・マッサージとの区別を明確にし、柔道整復師の業務として法的に確立させました。

しかし、この柔道整復師法は、当初から問題を含んだまま出発いたしました。その際たるもののが、柔道整復師の基本的な業務範囲である「骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷」についても、詳細が明記されていない事です。まさにこれらは「傷病名問題」として緊急かつ速やかに解決しなければならない問題として、高齢者社会の医療をになう者として、国民の必要性にあった改正をこの間、関係省庁に要請してきた経緯がありますが、問題は解決されていません。

我々柔道整復師を"拘束"している「柔道整復師法」を改正しなければなりません。上記したように傷病名問題、はレントゲン問題そして17条問題の根本的解決は柔道整復師法を改正するしかないのでです。

その経過を以下に説明いたします。

過日(平成19年2月7日)、私が所属していた会と厚生労働省医政局医事課、老健局老人保険課と話し合いが持たれました。今回の話し合いは、治療範囲の拡大問題(いわゆる傷病名追加)、そしてレントゲン導入の申し入れがありました。しかしながら厚生労働省は現状維持のままです。

現実的に社会が高齢化し、国民が医療機関を自由意思に基づいて選択できる環境を国は整備しなければ成りませんが、その国民の要望に耳を傾けない、国民不在の様相を呈しています。

しかし、私たちは国民の柔道整復師治療の充実のためのX線導入を諦めるわけにはいきません。また、柔道整復師の業務(治療)範囲は「骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷」に「腱鞘炎、頸肩腕症、変形性関節症等」を加えるよう申し入れました。

会議中に見えてきたこと

我々は、これまで厚労省は昭和11年に当時の柔道整復師の団体と、道府県知事との協定を根拠に傷病名の追加を頑なに拒んできているものと考えていました。

ところが今回厚労省は、傷病名を追加しない根拠を明らかにしました。それは我々が思

っていた根拠と全く違っていました。

厚労省の言う「根拠」とは、1970年（昭和45年）第63回国会で成立した「柔道整復師法」の「提案理由説明」いわゆる趣旨説明をもって「根拠」としていたのです。

「その施術対象も、もっぱら骨折、脱臼の非観血的徒手整復を含めた打撲、捻挫など新鮮な負傷に限られているものであります」これが私たちを、苦しめてきた根拠なのです。

法律で明記されていないものが何故に根拠になるかというと、法律を作る前提で述べられる「提案理由説明」は、法律に付随するものとの解釈が内閣法制局にあります。

この柔道整復師法は政府・厚生省（閣法）が作ったものだと思っていましたが、いわゆる超党派（当時の与野党共同）で提出された議員立法でした。

当時を知る議員、そして関連資料がないので分りませんが、柔道整復師法は鍼灸マッサージ等の業務と明確に区別し「一層適正に行われるようとするため」に、当時の超党派の議員によって作られた法律です。

このことを考えると、「腱鞘炎、頸肩腕症、変形関節症等」の傷病名追加の問題は、やはり議員立法で解決してもらわなければならぬと言ふことです。

厚生労働省は、整復師のレントゲン使用の求めに、今後も認めないし、認める気もないと表明しました。であれば議員立法でしか可能性がないのです。

最後に、私たち整復師治療を政府・厚労省は頑として医療と認めてきませんでした。しかし政府・厚労省が傷病名追加の要望に対し「柔道整復師法」の「提案理由説明」を根拠にしていると述べています。その「説明」の中で柔道整復技術を「医療の分野をにない」と明確に医療として位置づけています。

厚労省は、一方で傷病名追加の要望に対し「柔道整復師法」の「提案理由説明」を拠り所しながら、他方その中で柔道整復業務を「医療の分野をにない」と位置づけていることは、到底納得出来るものではありません。

厚生労働省の対応

整復師の業務を法令で規定することは困難です。

判例では、医師の行う行為を医療行為とし。（すべてに対応出来る）柔道整復師の行う行為を施術行為としています。（身体の一部に行う医療行為）無資格者の行う行為を医業類似行為としています。（柔道整復師法・鍼灸マッサージ法違反）しかし、厚生労働省は医師の行う医療行為以外はすべて医業類似行為とする資格者も無資格者も同じ扱いをしている間違いから始まっています。

柔道整復師法第15条に「医師である場合を除き、柔道整復師でなければ、業として柔道整復を行ってはならない」つまり、基本的に医師医療と整復師医療の共通医療として医師以外でも許され、認められています。

さらに前記したように、政府・厚労省が傷病名追加の要望に対し「柔道整復師法」の「提案理由説明」を根拠にしていると述べているにも関わらず、その一方で「説明」の中で柔

道整復師は「医療の分野をない」と明確に医療として位置づけていることには、何ら言及しません。

最近の例で、平成 13 年（ワ）第 1375 号損害賠償請求、平成 15 年 7 月 11 日判決横浜地方裁第 9 民事

被告・国「医師症病名椎間板ヘルニアで整復師症病名は腰部捻挫」同一傷病で医師対整復師では異なる症病名でも療養費の支給は可能となりました。

整復師の捻挫が医師の腱鞘炎でも違法ではありません。医師の腱鞘炎が整復師の捻挫でも違法ではありません。

ここで大事なことは「傷病名」について、打撲・捻挫などの負傷原因によって問題が起きることはありません。傷病名表記に対し、筋、腱、靭帯などの損傷状況を詳細に表記することの禁止もありません。

ましてや傷病名表記規定として「医師が表示するから整復師の表示は不可」などという規定もありません。

因みに、弁護士対司法書士、公認会計士対税理士、海技士対小型船舶操縦士ですら共通する様語には区別や差別はありません。医師対整復師も例外ではありません。共通する傷病名は同じでなければ現場は勿論のこと、国民（患者）は、より以上に混乱しています。

私たちは 20 数年前より厚生労働省に対し適正傷病名表記の訴えをして参りました。当局の回答は「業務範囲に含まれるか否かは慎重に判断すべき」とし昭和 45 年の「柔道整復師法単独法制化の提案理由説明」を理由に骨折・脱臼・打撲・捻挫等新鮮負傷限定を主張しています。

業界のやるべき事。

以上のことから議員立法で柔道整復師法の一部改正が今後の論点となっていきます。

柔道整復師が厚生労働省に要請しても理解が困難なため改正されそうにありません。法律を変えることは国会議員の仕事です。その為には、議員に柔道整復師法の問題点を理解して頂くことです。「柔道整復師に関わる法律、通達等様々な問題を解決するためには、"我々柔整師"の側から、問題点の要点と解説、そしてそれに起因する国民生活に対する影響の提起と解決までの具体的な提案をしていかなければなりません」。幸いにも私たちの問題点を公約に掲げ闘い当選した議員も多くいます。今後も一人でも多くの理解者を増やすことです。

議員立法は与野党共同作業になるので非常に難しいものです。戦略的な取り組みが必要です。

今後の作業

柔道整復師法は、議員が作った制度である以上、議員の努力で解決してもらわなければいけません。そのために議員の「勉強会」を民主党の中に作ってもらわなければいけませ

ん。

与党民主党の絶大なる力で解決していただくようお願い申し上げる次第です。

本日の議連発足を契機に、一人でも多くの議員にご理解をいただき今後の柔道整復師のあり方等ご検討くださいますよう切にお願い申し上げます。

八田委員長

小沢辰男君外21名提出の柔道整復師法案、及び斎藤邦吉君外6名提出の建築物における衛生的環境の確保に関する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。

小沢（辰）議員（提案理由）

只今議題となりました柔道整復師法案の提案の理由をご説明申し上げます。

柔道整復技術は、日本において長い伝統のもとに発達してきた非観血的徒手整復療法として、医療の分野を担い、西洋医学の導入研究と相まち、現代においても必要欠くべからざる治療技術として国民大衆の支持を受けているものであります。特に、政府管掌健康保険等については、施行者団体と各種保険者等との間に施術協定が締結され、社会保険等と給付として広範に行われるようになってきています。

かように、柔道整復師の場合は、その沿革等において、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等とは異なる独自の存在を有しております、また、その施術の対象ももっぱら骨折、脱臼の非観血的徒手整復を含めた打撲、捻挫など新鮮なる負傷に限られているのであります。

しかし、現状におきましては、柔道整復師も同じ医業類似行為の範疇にあるということで、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律によって規制されているのであります。

本案は、以上のような柔道整復術の実態にかんがみ、現行のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律から柔道整復師に関する規定をはずして、柔道整復師についての単独法を制定し、柔道整復業の発展を図ろうとするものであります。

なお、この際、柔道整復の業務並びにあん摩マッサージ指圧、はり、きゅう等の業務が一層適正に行われるようにするため、罰則の強化整備を行うとともに、従来政令及び省令で定められておりました一部の規定を法律上の規定といたす等、所要の改正を行おうとするものであります。

以上が本法律案を提出いたしました理由及び概要であります、何卒慎重ご審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。